平成２７年（フ）第１３９５号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目１番12―304号
債務者　山邊　一哉
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３９９号
横浜市中区扇町４丁目11番地７　ヒルズハウス310号室
債務者　山田　良女
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６８号
静岡県浜松市東区中郡町718番地
債務者　宮島　通江
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４１８号
静岡市葵区安倍口団地５番39―13号
債務者　竹下　文代
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２０４号
横浜市鶴見区市場大和町４番24―306号
債務者　門谷　政之
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６９号
東京都八王子市別所２丁目22番地３―302
債務者　大内山静江（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１００２号
神奈川県大和市中央５丁目７番23号　恒陽大和マンション607号
債務者　高橋　秀夫
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３７７号
横浜市鶴見区駒岡４丁目２番12号
債務者　山口美智子（旧姓柿崎）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０５号
東京都調布市下石原２丁目15番地４ウエスト調布101
債務者　高山　義幸
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６２２号
東京都東村山市富士見町２丁目７番地５村山荘
債務者　猪狩　妙子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３２１号
千葉県船橋市海神１丁目12番４―203号
破産者　中邑　仁
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４０３号
大阪府和泉市万町1076番地の131
破産者　小畑　弘安
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
大阪府阪南市黒田627番地
破産者　陽光警備株式会社
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
大阪府岸和田市土生町317番地の14
破産者　株式会社グレージュ
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
埼玉県本庄市児玉町八幡山29番地１
破産者　有限会社エクセレント
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１３２号
千葉県船橋市芝山２丁目５番13棟304号
破産者　黒田　尚宏
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６号
大分県竹田市大字小塚946番地７
破産者　有限会社草場青果
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所竹田支部